

令和5年5月8日以降の園児本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の保育所における登園のめやすについて

新型コロナウイルス感染症対策に長きにわたり御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日から感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されました。

これに伴い、保育所における感染症対策ガイドラインが一部改訂されたことから園児本人が感染した後の登園のめやすについて、下記のとおりお知らせします。

なお、令和5年4月1日付で市子育て支援課から発出した通知は、廃止いたします。

記

保育所における感染症対策ガイドライン 令和5年5月一部改訂 概要

■登園のめやすについて

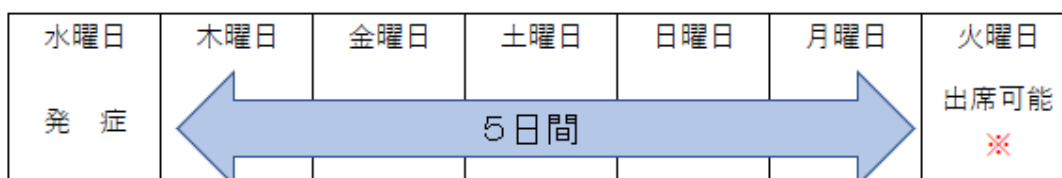
児童本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

出席停止期間：発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

※1 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

※2 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向であることを指します。

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止期間の考え方



※症状が軽快した後1日を経過している必要があります。

担当：米沢市健康福祉部子育て支援課 支援担当
TEL：0238-22-5111
Eメール：kodomo-ka@city.yonezawa.yamagata.jp